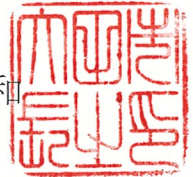


大田市告示 第103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項（第19条第1項）の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7年 4月28日

大田市長 楫野弘和



1. 都市計画事業の種類及び名称

大田都市計画下水道大田市公共下水道

2. 都市計画を変更する排水区域の面積

公共下水道 約504ha

都市下水路 ーha（大原都市下水路の廃止）

3. 縦覧場所

大田市上下水道部下水道課